

岩手県告示第203号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年3月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社丸茂建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市厨川一丁目13番4号
 - ウ 代表者の氏名 五日市国広
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第1678号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年3月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年3月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社関戸ガラス店
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市卸町30番地
 - ウ 代表者の氏名 関戸幸子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第5084号
 - (3) 処分の内容 ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年3月9日付けでガラス工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年3月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 弘伸工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北夕顔瀬町7番32号
 - ウ 代表者の氏名 谷藤弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第20667号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年2月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。